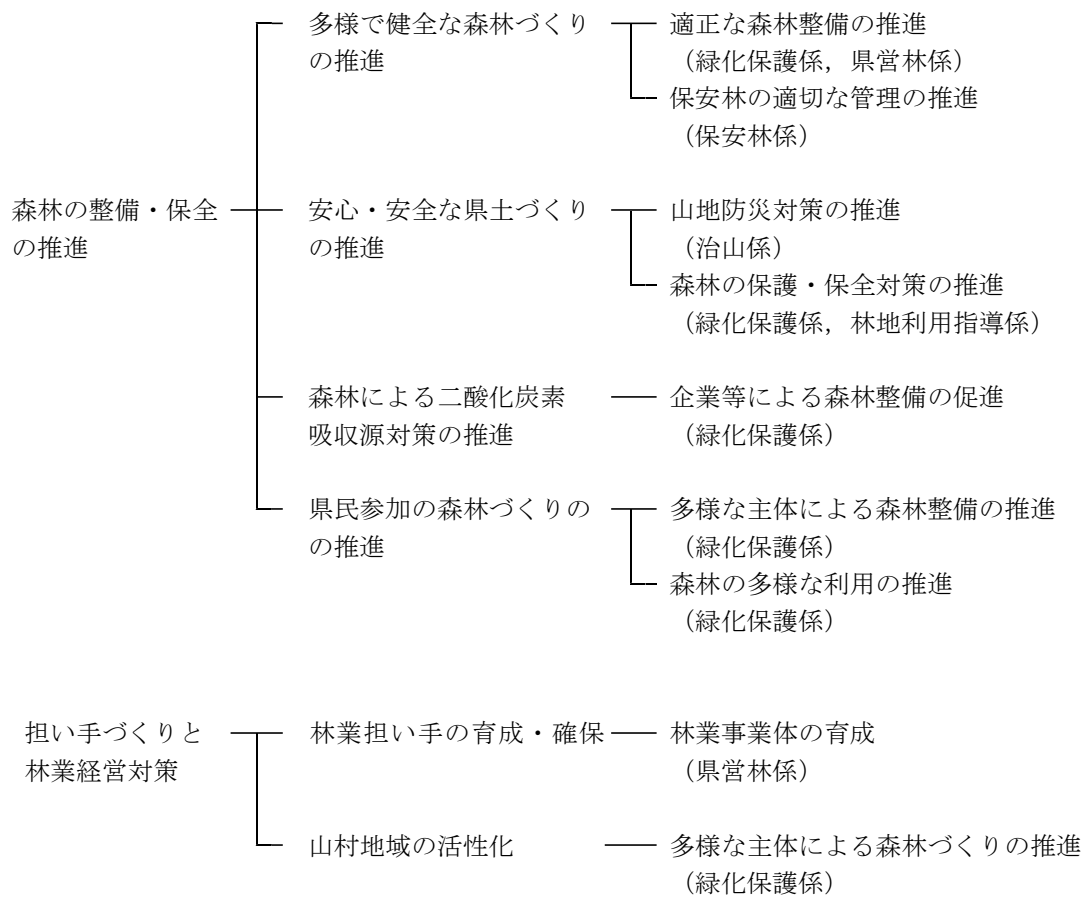


4 森づくり推進課

森づくり推進課の施策体系



①森林病虫害等防除事業

(県単・一部国庫)

(継続 昭和25年度～)

1 目 的

森林病虫害等を早期かつ徹底的に駆除することにより、被害のまん延を防止し、森林の保全を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分			採択基準
			国	県	他	
(1) 松くい虫等駆除事業 ア 伐倒駆除	県, 市町村, 森林組合, その他	被害木の伐倒及び薬剤散布	1/2	10/10 1/2		命令駆除 "
				1/2	1/2	自主事業 "
			1/2	1/4	1/4	"
				10/10		命令駆除
				10/10 1/2	1/2	命令駆除 自主事業
イ 特別伐倒駆除	"	松くい虫被害木の伐倒及び破砕, 焼却		10/10		命令駆除
ウ 特別防除	"	航空機を利用した薬剤の予防散布		10/10 1/2	1/2	命令駆除 自主事業
エ 地上散布	"	地上からの薬剤の予防散布 無人ヘリコプターを利用した薬剤の予防散布		10/10		命令駆除
			1/2	1/2	1/2	自主事業 "

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分			採択基準
			国	県	他	
(2) 被害防止対策事業	県, 市町村, 森林組合, その他	特別防除を行う松林周辺の農作物等への被害防止措置		10/10		命令駆除
				1/2	1/2	自主事業
(3) 駆除事務費	県	駆除事業に関する事務費(駆除命令に基づく伐採木等の検査他)		10/10		
(4) 防除推進事業 ア 発生予察	県	マツノマダラカミキリの発生消長調査		10/10		
			10/10	イ 薬剤防除自然環境等影響調査	"	薬剤散布による自然環境への影響調査
(5) 森林病虫害防除対策事業 ア 森林審議会	県	松くい虫対策部会の開催		10/10		
			イ 松被害材移動監視	"	奄美群島等への松被害材移動監視	
(6) 松くい虫伐倒駆除事業	県	計画松林外の点在被害松等の伐倒駆除等		10/10		

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費 (千円)	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
			千円	千円	%
(1) 松くい虫等駆除事業		150,930	140,546	147,084	95.6
ア 伐倒駆除	3,478m ³	81,755	74,483	80,829	92.1
イ 特別伐倒駆除	240m ³	3,886	3,886	3,838	101.3
ウ 特別防除	904ha	48,774	47,394	47,028	100.8
エ 地上散布	179ha	16,515	14,783	15,389	96.1
(2) 被害防止対策事業		2,399	2,269	2,269	100.0
(3) 駆除事務費		739	739	751	98.4
(4) 防除推進事業		2,524	2,524	2,708	93.2
ア 発生予察	3箇所	286	286	286	100.0
イ 薬剤防除自然環境等 影響調査	1箇所	2,000	2,000	2,184	91.6
ウ 防除推進連絡		238	238	238	100.0
(5) 森林病虫害防除対策 事業		614	614	614	100.0
ア 森林審議会		74	74	74	100.0
イ 松被害材移動監視		540	540	540	100.0
(6) 松くい虫伐倒駆除事業	100m ³	2,402	2,402	2,402	100.0
計		159,608	149,094	155,828	95.7

4 全体事業計画と実績

事業区分	全体計画		27年度末累計		年度別実績		
	期間	事業量(A)	事業量(B)	(B)/(A)	25年度	26年度	27年度
(1) 松くい虫等駆除事業							
ア 伐倒駆除	—	—	—	—	3,489m ³	2,304m ³	2,080m ³
イ 特別伐倒駆除	—	—	—	—	240m ³	4,089m ³	5,995m ³
ウ 特別防除	—	—	—	—	963ha	961ha	915ha
エ 地上散布	—	—	—	—	160ha	185ha	189ha
(2) 被害防止対策事業					—	—	—
(3) 駆除事務費					—	—	—
(4) 防除推進事業							
ア 発生予察	—	—	—	—	3箇所	3箇所	3箇所
イ 薬剤防除自然環境等 影響調査	—	—	—	—	1箇所	1箇所	1箇所
ウ 防除推進連絡	—	—	—	—	2回	2回	2回
(5) 森林病虫害防除対策 事業							
ア 森林審議会	—	—	—	—	1回	1回	1回
イ 松被害材移動監視	—	—	—	—	—	—	—
(6) 松くい虫伐倒駆除事業	—	—	—	—	240m ³	234m ³	109m ³

②保全松林健全化整備事業 (公共)

(継続 平成9年度～)

1 目 的

公益的機能の高い健全な松林を松くい虫被害から未然に防止するため、衛生伐(被害木の伐倒駆除等)を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分		採択基準
			国	県	
保全松林健全化整備事業	県	松くい虫被害木の伐倒駆除等	1/2	1/2	知事が指定する林分

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費 (千円)	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
保全松林健全化整備事業	2,351m ³	60,000	千円 60,000	千円 60,000	% 100.0

4 全体事業計画と実績

事業区分	全体計画		27年度末累計		年度別実績		
	期 間	事業量(A)	事業量(B)	(B)/(A)	25年度	26年度	27年度
保全松林健全化整備事業	平成9～	—	—	% —	2,287m ³	2,230m ³	2,388m ³

③ 森林をまもりそだてる整備事業 (県単)

ア 里山林総合対策事業 (継続 平成22年度～)

1 目 的

良好な森林環境を創出し、将来にわたって県民全てがその恩恵を享受することができるよう健全な森林を育成する観点から、管理不十分な森林や公益上重要な森林を対象に適切な森林整備等を実施する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採 択 基 準
1 里山景観の整備				
(1) 雑木竹林の伐採整理	市町村	・幹線道路沿線や里山林等における竹林・雑木林の伐採整理	県10/10	
(2) マツへの薬剤の樹幹注入	市町村 森林組合等	・奄美地域におけるマツへの薬剤の樹幹注入	県7/10	
2 地域特性を活かした里山林整備	集落の地域自治会等, 市町村, 森林組合等	・地域提案による地域特性を生かした森林整備等	県7/10	
3 里山林機能強化				
(1) 松林の樹種転換	市町村, 森林組合, 集落の地域自治会等	・奄美地域における松林の樹種転換	県7/10	
(2) マツ枯損木の伐倒・除去	市町村	・幹線道路沿線や里山林等におけるマツ枯損木の伐倒・除去	県7/10	

3 28年度事業実施計画

事業区分	事業量	総事業費	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
1 里山景観の整備		28,442	26,043	16,043	162.3
(1) 雑木竹林の伐採整理	17.5ha	20,447	20,447	10,447	195.7
(2) マツへの薬剤の樹幹注入	285本	7,995	5,596	5,596	100.0
2 地域特性を活かした里山林整備	5箇所	7,013	4,909	4,909	100.0
3 里山林機能強化		56,762	39,871	39,871	100.0
(1) 松林の樹種転換	330m ³	2,806	1,964	1,964	100.0
(2) マツ枯損木の伐倒・除去	1,826m ³	53,956	37,907	37,907	100.0
合 計		92,217	70,823	60,823	116.4

4 全体事業計画と実績

事業区分	全体計画		27年度末累計		年度別実績		
	期 間	事業量(A)	事業量(B)	(B)/(A)	25年度	26年度	27年度
1 里山景観の整備	平成22～	—	—	—			
(1) 雑木竹林の伐採整理					3.32ha	4.62ha	7.37ha
(2) マツへの薬剤の樹幹注入					278本	354本	285本
2 地域特性を活かした里山林整備	平成22～	—	—	—	6箇所	3箇所	3箇所
3 里山林機能強化							
(1) 松林の樹種転換					300m ³	726m ³	330m ³
(2) マツ枯損木の伐倒・除去					2,352m ³	3,635m ³	1,820m ³

④県民の森管理運営事業 (県単)

(継続 昭和59年度～)

1 目 的

県民の保健休養の場とするとともに、体験学習を通じて森林・林業や緑化に関する知識の向上を図ることにより、森林愛護思想の高揚に資する公の施設として、県民の森の適正な管理を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採択基準
県民の森管理運営事業	県	(1)県民の森指定管理者業務 ・施設及び設備の維持管理 ・その他管理運営上必要な業務 (2)県民の森管理運営指導業務 (3)県民の森施設整備	県 10/10	

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度(当初)比
県民の森管理運営事業	管理運営	千円 81,382	千円 81,382	千円 65,031	% 125.1

4 全体事業計画と実績

事業区分	全体計画		27年度末累計		年度別実績		
	期間	事業量(A)	事業量(B)	(B)/(A)	25年度	26年度	27年度
県民の森管理運営事業	連年	—	—	% —	千円 59,907	千円 58,514	千円 65,031

施設利用申込先
始良市北山3464番地119
鹿児島県県民の森管理事務所
TEL 0995-68-0557

⑤照葉樹の森管理運営事業 (県単)

(継続 平成12年度～)

1 目 的

県民に照葉樹林とのふれあいの場を提供することにより，県民が森林及び林業に関する理解を深めるとともに，自然環境の保全に関する意識の高揚に資する公の施設として，照葉樹の森の適正な管理を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採択基準
照葉樹の森管理運営事業	県	(1)照葉樹の森指定管理者業務 ・施設及び設備の維持管理 ・その他管理運営上必要な業務 (2)照葉樹の森管理運営指導業務	県 10/10	

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度(当初)比
照葉樹の森管理運営事業	管理運営	千円 21,511	千円 21,511	千円 21,065	% 102.1

4 全体事業計画と実績

事業区分	全体計画		27年度末累計		年度別実績		
	期 間	事業量 (A)	事業量 (B)	(B)/(A)	25年度	26年度	27年度
照葉樹の森管理運営事業	連 年	—	—	% —	千円 21,249	千円 38,891	千円 21,065

施設利用申込先
肝属郡錦江町田代麓5166番647
鹿児島県照葉樹の森管理事務所
TEL 080-6417-6518

⑥緑化樹木生産流通対策事業 (県単)

ア 緑化樹木販売促進事業

(継続 昭和53年度～)

1 目的

県内の緑化樹木の生産量や需要動向を調査し、その結果を生産者・需要者へ情報提供することにより、緑化樹木の円滑な需給を図るとともに、県内産緑化樹木の販路拡大を促進する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
緑化樹木販売促進事業	県	(1) 緑化樹木生産実態調査及び需要量調査 (2) 一般管理経費	県 10/10

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費	予算額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
緑化樹木販売促進事業	(1) 緑化樹木生産実態調査及び需要量調査 (2) 一般管理経費	千円	千円	千円	%
		203	203	211	96.2

イ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業

(継続 平成25年度～)

1 目的

森林所有者や地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組の支援・指導を実施する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業	県・市町村	(1) 地域協議会の支援及び指導, 市町村への周知・指導等 (2) 活動組織に対する事業の推進・指導等	国 10/10

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費	予算額		
			27年度当初	26年度当初	前年度比
森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業	推進・指導	千円	千円	千円	%
		1,000	1,000	2,000	50.0

⑦森林にまなびふれあう推進事業 (県単)

ア 多様な主体による森林づくり推進事業 (継続 平成17年度～)

1 目的

自然環境保全活動の広がりや企業の環境貢献活動等を背景として、森林づくり活動への気運が高まりつつあることから、これらの要請に基づく活動を支援することにより、企業や森林ボランティアなど多様な主体による森林づくりを推進する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採択基準
(1)環境を育む企業の森林づくり	県	・企業への推進活動 ・企業意向調査 ・企業社員への森林ボランティア登録の働きかけ	県10/10	
(2)森林ボランティアサポート(若人森林ボランティア加入促進)	県	・大学・短大生等への森林ボランティア登録促進 ・大学・短大生等への森林ボランティア活動への参加促進	県10/10	
(3)森林ボランティアサポート(森林ボランティア技術研修)	県	・森林ボランティア活動に必要な技術研修の実施 ・森林ボランティア団体指導者に対する研修	県10/10	
(4)森林ボランティアサポート(森林づくり活動支援:補助)	森林ボランティア団体	・森林ボランティア団体が自ら実施する森林整備活動に要する経費の助成	県:定額	【実施主体】 ・県登録の「森林ボランティア団体」に限る 【実施場所】 ・県登録の「森林フィールド」に限る

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費 (千円)	予 算 額		
			28年度当初 千円	27年度当初 千円	前年度比 %
(1)環境を育む企業の森林づくり	企業への推進活動等 : 通年	200	200	200	100.0
(2)森林ボランティアサポート(若人森林ボランティア加入促進)	若年層への森林ボランティア加入促進等 : 通年	500	500	500	100.0
(3)森林ボランティアサポート(森林ボランティア技術研修)	技術研修等の実施	3,000	3,000	3,000	100.0
(4)森林ボランティアサポート(森林づくり活動支援)	5団体	1,000	1,000	1,000	100.0
計	—	4,700	4,700	4,700	100.0

4 全体事業計画と実績

事業区分	全体事業計画		27年度末累計		年度別実績		
	期間	事業量(A)	事業量(B)	(B)/(A)	25年度	26年度	27年度
(1) 環境を育む企業の森林づくり	平成20～	—	—	—	4社	3社	4社
(2) 森林ボランティアサポート (若人森林ボランティア加入促進)	平成27～	—	—	—	—	—	30人
(3) 森林ボランティアサポート (森林ボランティア技術研修)	平成17～	—	—	—			
	実施回数				8回	6回	7回
	受講者数				95人	109人	163人
(4) 森林ボランティアサポート (森林づくり活動支援)	平成22～	—	—	—	1団体	3団体	2団体

⑧一般公共治山事業

ア 山地治山事業（国庫，農山漁村地域整備交付金）

- （連年）・復旧治山（国庫 継続 平成5年度～）
 ・緊急予防治山（国庫 新規 平成28年度～）
 ・予防治山事業（農山漁村地域整備交付金 継続 平成5年度～）
 ・水土保持治山事業（農山漁村地域整備交付金 継続 平成5年度～）

1 目的

崩壊地，荒廃溪流を復旧・整備し，山地の崩壊と土砂流出の防止を図るため，復旧治山事業，緊急予防治山事業，予防治山事業及び水土保持治山事業を実施する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採択基準
(1) 復旧治山事業	県	山地において天然現象等によって発生した崩壊地荒廃溪流で現に下流に被害を与えるおそれがある流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し民生安定上放置しがたいものの復旧工事を行う。	(内地・離島) 国1/2 (火山域5.5/10) 県1/2 (川4.5/10) (奄美) 国2/3 県1/3	事業内容に合致した箇所のうち次の1又は2の条件を満たすものであって，かつ3の条件に該当するもの。 1 1級又は2級河川上流 2 その他の河川又は地区で次の各号の1に該当するもの。 ア 既実施の災害関連緊急治山事業と同一の区域内で一体的に実施する必要のあるもの イ 市街地，集落(人家10戸以上)の保護 ウ 主要公共施設の保護 エ 農地，ため池，用排水施設等の保護及び漁場(受益戸数20戸以上) 3 工事規模 1 施工箇所の事業費 全体計画 7,000万円以上
(2) 緊急予防治山事業	〃	地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防工事を行う。	〃	事業内容に合致した箇所のうち，次の各号全てを満たすもの。 1 山地災害危険地区の危険度評価において，山腹崩壊危険度が「a1」，かつ保全対象の被災危険度が「a2」評価であるもの 2 工事規模 1 施工箇所の事業費 年度計画 山腹 800万円以上 溪間1,500万円以上
(3) 予防治山事業	〃	天然現象に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は荒廃移行地で下流に被害を与えるおそれがあり流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し，民生安定上放置しがたいものの予防工事を行う。	〃	事業内容に合致した箇所のうち次の1又は2の条件を満たすものであって，かつ3の条件に該当するもの。 1 復旧治山事業と同様 2 〃(ただし，アは除く) 3 工事規模 1 施工箇所の事業費 年度計画 山腹 800万円以上 溪流1,500万円以上

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採択基準
(4) 水土保持治山事業 ア 地域防災対策総合治山事業	県	荒廃山地、荒廃危険山地が存する一定地域において山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため緊急に行う総合的な山地災害危険地対策をおおむね3箇年で実施する。	(内地・離島) 国1/2 (火山域5.5/10) 県1/2 (川4.5/10) (奄美) 国2/3 県1/3	事業内容に合致した一定地域であって、山腹崩壊対策、土石流対策等総合的な山地災害危険地区対策を緊急に実施する必要があるもので、次の各号全てを満たすもの。 1 人家等50戸以上の集落（人家25戸以上で、主要公共施設を含めそれが人家等50戸以上に相当すると認められるものを含む）に直接被害を与える恐れがあるもの 2 工事規模 1 施工箇所の事業費 全体計画 2億円以上
イ 林地荒廃防止事業	〃	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に規定する激甚災害により被災した地域又は特殊土壌地帯において、天然現象に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は風倒木・流木等が発生している山地等であって、民生安定上放置しがたいものの復旧工事を行う。	〃	事業内容に合致した箇所のうち次の1から3のいずれかと、4の条件を満たすもの。 1 人家5戸以上の保護 2 主要公共施設の保護 3 農地、ため池、用排水施設等の保護及び漁場(受益戸数20戸以上) 4 工事規模 1 施工箇所の事業費 年度計画 400万円以上

3 28年度事業実施計画

事業区分	事業量	総事業費	予算額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
	カ所	千円	千円	千円	%
(1) 復旧治山事業	26	1,115,342	1,115,342	1,164,985	95.7
(2) 緊急予防治山事業	4	92,805	92,805	—	皆増
(3) 予防治山事業	11	375,152	375,152	359,428	104.4
(4) 水土保持治山事業	35	1,438,591	1,438,591	1,454,218	98.9
ア 地域防災対策総合治山事業	—	—	—	—	—
イ 林地荒廃防止事業	35	1,438,591	1,438,591	1,454,218	98.9
計	76	3,021,890	3,021,890	2,978,631	101.5

4 年度別実績

事業区分	年度別実績					
	25年度		26年度		27年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
		千円		千円		千円
(1) 復旧治山事業	18	1,185,982	19	931,582	26	985,026
(2) 緊急予防治山事業	—	—	—	—	—	—
(3) 予防治山事業	8	391,421	13	420,899	10	348,718
(4) 水土保持治山事業	38	1,383,520	35	1,100,416	38	767,023
ア 地域防災対策総合治山事業	—	—	1	38,213	—	—
イ 林地荒廃防止事業	38	1,383,520	34	1,062,203	38	767,023
計	64	2,960,923	67	2,452,897	74	2,100,767

イ 山地災害総合減災対策治山事業（農山漁村地域整備交付金）

（平成21年度～）

1 目 的

山地災害による人的被害を効果的に防ぐため、治山施設の設置等のハード整備を併せ、地域住民の災害に対する意識を高め、住民参加型の総合的な減災対策を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採 択 基 準
山地災害総合減災対策治山事業	県	住民参加型の総合的な減災対策を進め、「犠牲者ゼロ」に向けた効果的な治山対策を行う。	(内地・離島) 国1/2 県1/2 (奄美) 国5.5/10 県4.5/10	(復旧治山タイプ) 次の1から3のいずれかと、4から6のすべての条件を満たすもの 1 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 2 主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路等）の保護 3 市町村地域防災計画等で指定される避難場所、避難経路の保護 4 3地区以上の山地災害危険地区が存する一定地域で実施するもの 5 都道府県が市町村や地域住民等と協働で策定する「山地災害減災計画」に基づき、住民参加型の総合的な防災・減災対策の実施が可能なもの 6 4で定める地域における全体計画の事業規模が7,000万円以上のもの (予防治山タイプ) 上記の1から3のいずれかと、上記の4、5と下記7の条件をすべて満たすもの 7 4で定める地域における年度計画の事業規模が 山腹工事 800万円以上 溪流工事 1,500万円以上のもの

3 28年度事業実施計画

事業区分	事業量	総事業費	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
山地災害総合減災対策治山事業	カ所	千円	千円	千円	%
	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

4 年度別実績

事業区分	年 度 別 実 績					
	25年度		26年度		27年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
山地災害総合減災対策治山事業	—	千円	—	千円	—	千円
	—	—	—	—	—	—

ウ 防災林整備事業（国庫）
（連年）

1 目 的

風水害，飛砂，潮風，高潮，強風等による災害を防止するための森林の造成を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採 択 基 準
海岸防災林造成事業	県	海岸における飛砂，潮風，高潮強風，霧等の被害を防止するための森林造成等を行う。	(内地・離島) 国1/2 県1/2 (奄美) 国6/10 県4/10	次の1から3のいずれかと，4の条件を満たすもの 1 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 2 主要公共施設の保護 3 海岸防災林延長100mにつき，後方2ha以上の農地（防風林の場合は造成面積の10倍以上）。 4 工事規模 1 施工箇所の事業費 年度計画 500万円以上

3 28年度事業実施計画

事業区分	事業量	総事業費	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
海岸防災林造成事業	カ所 6	千円 210,176	千円 210,176	千円 228,542	% 92.0
計	6	210,176	210,176	228,542	92.0

4 年度別実績

事業区分	年 度 別 実 績					
	25年度		26年度		27年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
海岸防災林造成事業	6	千円 245,913	4	千円 193,253	6	千円 220,714

エ 共生保安林整備統合補助事業（農山漁村地域整備交付金）

（平成17年度～ 生活環境保全林整備事業，自然環境保全治山事業，環境防災林整備事業を統合）

環境防災林整備事業（農山漁村地域整備交付金）

（継続 平成9年度～）

1 目 的

都市周辺の山麓部の森林において，山地災害の防止機能を強化するとともに，災害発生時の避難地や火災の延焼遮断等の災害緩衝地としての機能を強化し，併せて緑豊かなうおいのある環境の形成を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採 択 基 準
環境防災林整備事業	県	森林の造成・整備，治山施設，防災広場，保安林管理道，防火灌水施設，作業施設	国1/2 県1/2	次の1及び2の条件を満たすものであって，3から6の条件のいずれかに適合するもの 1 森林法第25条第1項第1号から第7号に掲げる目的のいずれかを達成するために保安林として指定されているか，又は指定されることが確実であると見込まれる箇所において，森林の防災機能と環境保全機能を高度に発揮するための森林の整備等を実施する必要があるもの 2 市街地若しくは集落（人家10戸以上）又は主要公共施設を保護するもの 3 森林法第25条第1項第10号又は第11号に掲げる目的のいずれかを達成するために保安林として指定されているか，又は指定されることが確実であると見込まれるもの 4 自然公園法に規定する自然公園及びその周辺地域 5 文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物及びその周辺地域 6 条例の規定により景観を保全する必要がある地域及びその周辺

3 28年度事業実施計画

事業区分	事業量	総事業費	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
環境防災林整備事業	カ所	千円	千円	千円	%
	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

4 年度別実績

事業区分	年 度 別 実 績					
	25年度		26年度		27年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
環境防災林整備事業	—	千円	—	千円	—	千円
	—	—	—	—	—	—

オ 水源地域整備事業（国庫、農山漁村地域整備交付金）

（継続 平成17年度～）水源森林再生対策事業

1 目 的

水資源の確保上重要なダム等の上流の水源地域に存する荒廃した森林を対象として、荒廃地等の復旧整備と併せて、周辺の森林整備等を緊急かつ総合的に実施し、もって水資源の確保と、国土の保全に資する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採 択 基 準
(1) 水源森林再生対策事業	県	集落等の後背小流域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施する。	(内地・離島) 国1/2 (火山地)5.5/10 県1/2 (川)4.5/10 (奄美) 国2/3 県1/3	森林法第25条第1項に基づき、農林水産大臣の指定する重要流域内の地域であって、次の各号のすべてを満たすもの 1 森林面積がおおむね1,000ha以上であり、かつ育成複層林への誘導、造成等の整備を必要とする森林面積がおおむね50ha以上の地域で実施するもの 2 森林面積のおおむね30%以上が森林法第1項第1号から第7号までの保安林(指定の確実なものを含む)で実施するもの 3 山地荒廃率が0.5%以上か放置すれば0.5%以上に移行するもの 4 工事規模 全体計画 1億5千万円以上
(2) 奥地保安林保全緊急対策事業	県	荒廃地、荒廃森林において、従来の工法や簡易な工法等による治山施設の整備と針広混交林等への再生のための森林整備を一体的に実施する。	(内地・離島) 国1/2 (火山地)5.5/10 県1/2 (川)4.5/10 (奄美) 国2/3 県1/3	次の各号のすべてを満たすもの 1 1級河川又は2級河川上流部の荒廃地や荒廃森林であって、事業対象地域の保安林面積がおおむね50ha以上の地域で実施するもの。 (離島奄美にあつては、保安林面積がおおむね25ha以上の地域で実施するもの) 2 年度計画の工事規模が800万円以上のもの。(離島、奄美群島にあつては、400万円以上)

3 28年度事業実施計画

事業区分	事業量	総事業費	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
	カ所	千円	千円	千円	%
(1) 水源森林再生対策	—	—	—	21,836	皆減
(2) 奥地保安林保全緊急対策	1	38,213	38,213	—	皆増
計	1	38,213	38,213	21,836	175.0

4 年度別実績

事業区分	年 度 別 実 績					
	25年度		26年度		27年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
		千円		千円		千円
(1) 水源森林再生対策	1	67,693	1	39,305	1	21,836
(2) 奥地保安林保全緊急対策	1	37,668	—	—	—	—
計	2	105,361	1	39,305	1	21,836

カ 保安林整備事業 (国庫)

(継続 昭和35年度～) 保安林改良(平成23年度～ 保安林緊急改良を追加)

(継続 昭和49年度～) 保育

1 目 的

保安林を健全に維持管理し、県土の保全、水資源のかん養など保安林の有する多面的機能の高度発揮を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採 択 基 準
(1)保安林改良事業 ア 保安林改良	県	改植, 複層林の造成, 本数調整伐, 簡易治山施設等 その他必要な作業	国 1/2 県 1/2	1 林床植生が消滅し, 水源かん養機能の低下した保安林であって, 表土の流出により濁水を発生させ, 又は濁水を発生させるおそれがあり, 複層林に造成する必要がある箇所 2 過密化し, 表土が流出する等水土保持機能が著しく低下した保安林であって, 表土の流出による崩壊若しくは土砂, 流木等の流出を発生させ, 又は崩壊を発生させるおそれがある箇所 1箇所の工事費 年度計画 200万円以上
イ 複層林型保安林整備推進	〃	複層林への誘導・造成, 簡易な治山施設の整備, 作業道の開設	国 1/2 県 1/2	過密化等により水土保持機能が低下した保安林であって, 崩壊, 土砂・流木等の流出を発生させ, 又は発生させる恐れがあり, 複層林へ誘導・造成に係る一連の事業を計画的に行う必要がある箇所 1箇所の工事費 年度計画 200万円以上
ウ 保安林緊急改良事業	〃	改植, 簡易治山施設等 その他必要な作業	国 1/2 県 1/2	既往の治山事業施工地であって, 森林所有者等の責に帰しえない原因のために, 現況が著しく悪化し, 施設目的が果たしえられない箇所及びこれ以外の保安林で所期の林況に復旧する必要がある箇所 1箇所の工事費 年度計画 400万円以上
(2)保 育 事 業	〃	下刈, 除伐, 本数調整伐, つる切り, 枝落し, 追肥, 部分補植, 作業歩道の新設, その他必要な作業	国 1/3 県 2/3	既往の治山事業施工地であって, 保育を必要とする箇所, 水源地域に存する機能が低位な保安林又は治山施設の効果区域に存する機能が低位な保安林 1箇所の工事費 年度計画 50万円以上

3 28年度事業計画

事業区分	事業量	総事業費	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
	カ所	千円	千円	千円	%
(1)保安林改良事業	2	17,686	17,686	59,394	29.8
(2)保 育 事 業	4	4,365	4,365	3,927	111.2
計	6	22,051	22,051	63,321	34.8

4 年度別実績

事業区分	年 度 別 実 績					
	25年度		26年度		27年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
		千円		千円		千円
(1)保安林改良事業	7	81,667	5	88,872	3	63,890
(2)保 育 事 業	4	3,819	4	3,546	4	3,732
計	11	85,486	9	92,418	7	67,622

⑨ 県単治山事業

ア 県単治山事業（県単）

（継続 昭和30年度～）

1 目的

自然災害により崩壊した林地で国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地の復旧を図り、公共の利益の保護及び民生の安定に寄与する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採択基準
(1) 県営県単治山事業	県	自然災害により崩壊した林地で国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地のうち公共の利益の保護に寄与するため県営にて復旧工事を行う。	県9/10 市町村1/10	1 箇所の事業費が80万円以上800万円以下であって、次の各号のいずれかに該当するもの。 1 公共施設の保護 2 重要なため池又は用排水施設の保護 3 農地2ha以上 4 国庫補助事業関連工事 5 その他知事が必要と認めるもの
(2) 県単補助治山事業	市町村	自然災害により崩壊した林地で国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地のうち特定の人家等の保護を図るため市町村において復旧工事を行う。	県7/10(5/10) 市町村3/10 (5/10)	1 箇所の事業費が80万円以上800万円以下（現年災においては900万円以下）であって、次の各号のいずれかに該当するもの。 1 人家等2戸以上の保護 2 その他知事が必要と認めるもの
(3) 県単治山施設修繕事業	県	県営治山事業により施工した既設治山施設の災害復旧及び修繕で国庫補助事業の対象とならないものを対象とする。	県10/10	1 箇所の事業費が原則120万円以下のものであって、次の各号のいずれかに該当するもの。 1 自然災害による治山施設の被災 2 自然災害による流出土砂の排除及び土砂流出防止に関わるもの 3 その他知事が必要と認めるもの
(4) 県単治山施設機能再生対策事業	〃	既設治山ダム等に土砂・流木等が異常堆積し、2次災害の危険性が高まっている箇所のうち国庫補助事業の対象とならないものについて、土砂の排除等を行い既設治山ダムの機能を再生する。	〃	森林法第41条に規定する「保安施設事業」で整備した治山施設であること。

3 28年度事業実施計画

事業区分	事業量	総事業費	予算額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
	カ所	千円	千円	千円	%
(1) 県営県単治山	20	135,800	135,800	210,642	64.5
(2) 県単補助治山	17	93,420	93,420	110,400	84.6
(3) 県単施設修繕	33	113,114	113,114	21,452	527.3
(4) 県単機能再生	3	15,000	15,000	10,000	150.0
(5) 県単調査費	4	20,000	20,000	28,000	71.4
計	77	377,334	377,334	380,494	99.2

4 年度別実績

事業区分	年度別実績					
	25年度		26年度		27年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
		千円		千円		千円
(1) 県営県単治山	44	248,307	39	236,642	9	53,220
(2) 県単補助治山	25	110,180	17	88,670	14	70,363
(3) 県単施設修繕	14	6,987	20	10,700	50	210,731
(4) 県単機能再生	1	8,000	2	5,300	1	8,000
(5) 県単調査費	16	28,000	6	43,452	4	18,280
計	100	410,474	84	384,764	78	360,594

イ 県単水源かん養ミニダム整備事業（県単）

（継続 昭和57年度～）

1 目 的

小流域で国庫補助の対象とならない水需給のひっ迫している地域の水源林地域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させるとともに、豪雨時の災害防止を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採 択 基 準
県単水源かん養ミニダム整備事業	県	水資源の確保を図る必要のある小流域の溪間工，山腹工及び森林整備を行う。	県9/10 市町村1/10	<p>1 箇所の事業費が400万円以上4,000万円未満で，次の1又は2の条件を満たすものであって，かつ3の条件に該当するもの。</p> <p>1 流域の森林面積がおおむね20ha以上及び受益戸数がおおむね20戸以上で，森林面積の大半が水源かん養保安林であるか保安林指定の確実な箇所</p> <p>2 その他知事が特に必要と認めるもの</p> <p>3 設置後の管理を市町村が行うことが確実であるもの</p>

3 28年度事業実施計画

事業区分	事業量	総事業費	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
県単水源かん養ミニダム整備	カ所 1	千円 39,000	千円 39,000	千円 35,800	% 108.9
計	1	39,000	39,000	35,800	108.9

4 年度別実績

事業区分	年 度 別 実 績					
	25年度		26年度		27年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
県単水源かん養ミニダム整備事業	1	千円 9,000	1	千円 25,000	2	千円 40,900

⑩災害関連治山事業

ア 災害関連緊急治山事業（国庫）

（継続 昭和40年度～）

1 目的

台風、豪雨等の天然現象により、新たに山地崩壊が発生した箇所を当該年度において緊急に復旧する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採択基準
災害関連緊急治山事業	県	上記目的に同じ	(内地・離島) 国2/3 県1/3 (奄美) 国8.5/10 県1.5/10	風水害等により新たに発生又は拡大した荒廃山地で、次期降雨等による荒廃の拡大若しくは土砂・土石・流木の流出により被害を与える恐れがあると認められるもののうち次の1又は2の条件を満たすものであって、かつ3の条件に該当するもの 1 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要のあるもの 2 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の各号の1に該当するもの (1) 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む）、利用区域面積500ha以上の林道及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの (2) 官公署、学校又は病院等の公共施設に被害を与えると認められるもの (3) 農地、農道（関係面積10ha以上）、ため池（貯水量3万m ³ 以上）又は用排水施設（関係面積100ha以上）のいずれかに直接被害を与えると認められるもの (4) 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの（人家10戸未満であって当該地域に存する市町村道の被害を含め、人家10戸以上の被害に相当すると認められるものを含む） 3 1箇所の事業費が600万円を越えるもの

3 28年度事業実施計画

事業区分	事業量	総事業費	予算額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
災害関連緊急治山事業	カ所 4 (発生見込)	千円 185,000	千円 185,000	千円 185,000	% 100.0
計	4	185,000	185,000	185,000	100.0

4 年度別実績

事業区分	年度別実績					
	25年度		26年度		27年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
災害関連緊急治山事業	—	千円 —	—	千円 —	1	千円 68,040

イ 林地崩壊防止事業（国庫）

（継続 昭和41年度～）

1 目 的

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により指定された激甚災害により、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがあるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し再度災害を防止する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採 択 基 準
林地崩壊防止事業	市町村	上記目的に同じ。 当該災害の発生した年の4月1日の属する会計年度以降概ね3年以内に完了できるよう実施する。	国5/10 県2/10 市町村3/10	市町村単位の、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り実施するものとする。 1 激甚災害（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の規定により激甚災害として指定されること。）により林地崩壊が発生又は拡大したもの 2 人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるもの 3 1箇所の実業費が200万円以上であること 4 同一市町村で、その事業費の合計額が300万円以上又は前年度の標準税収入額の10%以上のもの

3 28年度事業実施計画

事業区分	事業量	総事業費	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
林地崩壊防止事業	カ所 — (発生見込)	千円 —	千円 —	千円 —	% —
計	—	—	—	—	—

4 年度別実績

事業区分	年 度 別 実 績					
	25年度		26年度		27年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
林地崩壊防止事業	—	千円 —	—	千円 —	—	千円 —

ウ 特殊地下壕対策災害関連事業（国庫）

（継続 平成10年度～）

1 目 的

林業用施設，林地荒廃防止施設若しくは地すべり防止施設の災害復旧事業に伴う場合又は特殊地下壕の陥没等が顕著で危険度が増し，放置し難い場合に，特殊地下壕の埋め戻し，防災処理等を行うことにより，民生の安定を図り，公共の福祉を確保する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採 択 基 準
特殊地下壕対策 災害関連事業	市町村	上記目的に同 じ。	国1/2 市町村1/2	次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り実施するものとする。 1 次のいずれかに該当する特殊地下壕であること (1) 民有林の林業用施設，林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災し，その復旧に伴い対策が必要と認められる特殊地下壕について埋め戻し，防災処理等を実施するものであること。 (2) 民有林において陥没，落盤又は壁面のひび割れ出水等が顕著となっており，森林，建築物等に対する危険度が増し，放置し難い場合に，特殊地下壕について，埋め戻し，防災処理等を実施するものであること。 2 旧軍，その他これに準ずるものが，築造した特殊地下壕である。 （旧軍，その他これに準ずるものとは，旧陸軍及び海軍，軍需工場をいう。） 3 1箇所の事業費が200万円以上のものであること。

3 28年度事業実施計画

事業区分	事業量	総事業費	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
特殊地下壕対策災害関連事業	カ所 —	千円 —	千円 —	千円 —	% —
計	—	—	—	—	—

4 年度別実績

事業区分	年 度 別 実 績					
	25年度		26年度		27年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
特殊地下壕対策災害関連事業	—	千円 —	—	千円 —	—	千円 —

⑪災害復旧事業

林地荒廃防止施設災害復旧事業（国庫）

（継続 昭和27年度～）

1 目的

治山施設の災害箇所への復旧を図る。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採択基準
林地荒廃防止施設 災害復旧事業	県	上記目的に同じ。	(内地) 国0.667 県0.333 (離島・奄美) 国0.80 県0.20	1 箇所の復旧工事費が120万円以上で、下記1から3のいずれかに該当する異常な天然現象により発生した災害に係るもの。 1 最大日雨量80mm以上 2 最大風速15m以上 3 暴風余波による異常な高潮又は波浪による災害 ただし、下記のいずれかに該当するものは適用除外となっている。 (1) 維持工事とみるべきもの (2) 維持管理義務を怠ったことに基因するもの (3) 直高1メートル未満の小堤、その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの ア 直高1.5メートル未満の石垣又は板柵類のみに係るもの イ 森林植生のみに係るもの ウ 道路の路面又は側こうのみに係るもの

3 28年度事業実施計画

事業区分	事業量	総事業費	予算額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
林地荒廃防止施設 災害復旧事業	カ所 8 (発生見込)	千円 400,000	千円 400,000	千円 400,000	% 100.0
計	8	400,000	400,000	400,000	100.0

4 年度別実績

事業区分	年度別実績					
	25年度		26年度		27年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
林地荒廃防止施設災害復旧事業	2	千円 31,775	3	千円 197,224	—	千円 —

⑫保安林整備事業

ア 保安林整備管理事業（一部国庫）

（継続 昭和26年度～）

1 目 的

森林法に基づき、民有保安林の整備と管理を適正に行い、保安林制度の円滑な運用を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採択基準
保安林整備管理事業	県	保安林指定・解除調査（森林法第25条第1項1～3号（重要流域以外）及び4～11号）、損失補償、保安林適正管理調査、指導監督、伐採許可申請等処理、標識設置、台帳整備、その他	〔国 1 / 2〕 〔県 1 / 2〕 県 10 / 10	

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費 （千円）	予 算 額		
			28年度当初 千円	27年度当初 千円	前年度比 %
保安林整備管理事業	(1)指定・解除調査 (2)損失補償 (3)保安林適正管理調査 (4)指導監督 (5)伐採許可等申請処理 (6)標識設置 (7)台帳整備 (8)その他	4,368	4,368	4,220	103.5
計	—	4,368	4,368	4,220	103.5

4 年度別実績

事業区分	年度別実績		
	25年度 千円	26年度 千円	27年度 千円
保安林整備管理事業	4,039	4,234	4,220

イ 保安林整備委託事業（国委託）

（継続 昭和26年度～）

1 目 的

森林法に基づき、民有保安林の整備と管理を適正に行い、保安林制度の円滑な運用を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採択基準
保安林整備委託事業	県	保安林指定・解除調査（森林法第25条第1項1～3号（重要流域））、損失補償、保安林適正管理調査、保安林情報整備、特定保安林選定調査、保安林管理重点地区境界整備対策	国 10/10	

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費 (千円)	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
保安林整備委託事業	(1) 指定・解除調査 (2) 損失補償 (3) 保安林適正管理調査 (4) 保安林保全情報整備 (5) 特定保安林選定調査 (6) 保安林管理重点地区境界整備対策	5,453	千円 5,453	千円 10,040	% 54.3
計		5,453	5,453	10,040	54.3

4 年度別実績

事業区分	年度別実績		
	25年度	26年度	27年度
保安林整備委託事業	千円 9,750	千円 5,322	千円 9,319

ウ 奄美の豊かな森林づくり推進事業（県単）

（継続 平成24年度～平成28年度）

1 目 的

奄美大島北部地域の森林の保全を図るため、保安林の指定を推進する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採択基準
奄美の豊かな森林づくり推進事業	県	保安林指定に必要な現地調査及び指定調査地図等の作成	県 10/10	

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費 (千円)	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
奄美の豊かな森林づくり推進事業	(1)現地調査 (2)保安林指定調査地図等作成	3,308	千円 3,308	千円 3,720	% 88.9
計	—	3,308	3,308	3,720	88.9

4 年度別実績

事業区分	年度別実績		
	25年度	26年度	27年度
奄美の豊かな森林づくり推進事業	千円 3,611	千円 3,720	千円 3,720

⑬ 民有林直轄治山事業

ア 桜島直轄治山事業（国庫）

（継続 昭和51年度～）

1 目的

民有林において国の直轄事業により荒廃山地の復旧整備を行う。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採択基準
桜島直轄治山事業	国	近年の桜島の火山活動の活発化に伴う土石流の発生頻度の高まりに対応するため、治山事業の規模拡大等を図りながら、国の直轄事業によって桜島地区における荒廃山地の復旧整備を行う。	国2/3 県1/3	農林水産大臣が、次の各号の1に該当する場合において、当該保安施設事業の国土の保全上特に重要であると認めた場合 1 事業の規模が著しく大であるとき 2 事業が高度の技術を必要とするとき 3 事業の利害関係が1都道府県にとどまらないとき

3 28年度事業実施計画

事業区分	事業量	総事業費	予算額（負担金）		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
桜島直轄治山事業	カ所 —	千円 260,000	千円 260,000	千円 260,000	% 100.0
計	—	260,000	260,000	260,000	100.0

4 年度別実績

事業区分	年度別実績（負担金対象工事費）					
	25年度		26年度		27年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
桜島直轄治山事業	11	千円 1,091,943	17	千円 1,509,870	15	千円 1,277,845

⑭ 林地開発許可制度実施事業 (県単)

(継続 昭和49年度～)

1 目 的

地域森林計画の対象となっている民有林（保安林及び保安施設地区並びに海岸保全地区内の森林を除く）における開発行為については，森林を乱開発から守り林地の適正な利用を確保し，併せて県民生活の安定と地域社会の健全な発展を図るため，知事が許可を行い，また各機関相互の連絡調整を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分	採択基準
林地開発許可制度 実施事業	県	許可審査，履行調査，連絡調整，完了確認	県10/10	

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費 (千円)	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
林地開発許可制度 実施事業	完了確認	5 件	千円	千円	%
	許可審査	15 件	1,484	1,579	94.0
	履行調査	226 件			
	連絡調整	4 件			

4 全体事業計画と実績

事業区分	全体計画		27年度末累計		年度別実績		
	期間	事業量 (A)	事業量 (B)	B/A	25年度	26年度	27年度
林地開発許可 連絡調整	年	件	件	%	件	件	件
	昭和50～	—	700		14	28	14
		—	754		3	5	4

(平成27年度実績は見込み)

⑮ 県営林管理事業 (県単)

(連年)

1 目 的

県営林財産の適正な管理・利活用を図るため、作業道等の開設・改良・補修及び立木処分等を実施し、主伐・再造林一貫作業による再造林を行うとともに森林保険の加入、管理専門員等の設置を行う。

2 内 容 (事業主体：県)

事業区分	事業量	総事業費 (千円)	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比(当初比)
(1) 管 理	管理補助員 51人 管理専門員 3人 森林保険 1,708ha	15,810	千円 15,810	千円 17,176	% 92.0
(2) 処 分	処分材積 13,478m ³	4,219	4,219	11,539	36.6
(3) 作業道等整備	作業道等改良 251m 林道等補修 700m 作業道等補修1,100m	8,616	8,616	8,604	100.1
(4) 県有林主伐・再造林一貫作業実施	地拵・植栽 3.0ha	2,100	2,100	—	—
計		30,745	30,745	37,319	82.4

※材積は立木材積

3 全体事業計画と実績

事業区分	期 間	全体計画	27年度末累計		年 度 別 実 績		
		事業量(A)	事業量(B)	(B)/(A)	25年度	26年度	27年度(見込)
(1) 処 分	H23 ~ 27	処分材積 113,944m ³	52,721m ³	% 46.3	8,813m ³	8,080m ³	14,569m ³
(2) 作業道等整備	H23 ~ 27	作業道等 開設 8,990m	0m	0.0	0m	0m	0m
			(3,405m)	(37.9)	(0m)	(0m)	(0m)
	〃	作業道等 改良	2,155m		483m	525m	256m

※材積は立木材積

※()は他事業による作業道等を含めた開設実績

⑩ 県営林経営事業

(国庫, 県単)

(連年)

1 目 的

優良材生産林分の育成と公益的機能の維持増進を図るため、県有林(「環境の森林」を含む。)及び県行造林において、保育事業(下刈, つる切, 除伐, 枝打, 間伐等)を計画的・継続的に実施する。

2 内 容 (事業主体: 県)

事業区分	事業量	総事業費 (千円)	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
県営林経営事業	保育事業 97.4ha 搬出路開設等 2,311m	千円 52,313	千円 52,313	千円 53,931	% 97
計		52,313	52,313	53,931	97

3 全体事業計画と実績

事業区分	全体事業計画		27年度末累計		年 度 別 実 績		
	期 間	事業量(A)	事業量(B)	(B)/(A)	25年度	26年度	27年度(見込)
保 育	年度 23~27	ha 1,060	ha 500.2 (592.0)	% 47.1 (55.8)	ha 120.9 (133.2)	ha 105.2 (108.3)	ha 67.7 (70.8)

※保育区分には利用間伐を含む。

※ () は他事業分を含めた実績。

⑰森林整備公社運営指導事業 (県単)

(継続 昭和36年度～)

1 目 的

森林造成を計画的、効率的に推進し総合的な森林資源の整備を図るとともに、森林の持つ多面的機能の高度発揮と農山村地域社会の発展に資することを目的として実施される公社事業に対して、その運営に必要な資金を貸付け、併せて利子補助を行い、当該事業の円滑な運営を促進する。

2 内 容

(1) 事業資金の貸付

事業区分	総事業費	予 算 額 (県貸付金)		
		28年度当初	27年度当初	前年度比
	千円	千円	千円	%
(1) 鹿 児 島	338,937	338,937	289,618	117.0
(2) 屋 久 島	111,343	111,343	122,741	90.7
計	450,280	450,280	412,359	109.2

(2) 事業資金に対する利子補助

事業区分	総事業費	予 算 額 (県利子補助)		
		28年度当初	27年度当初	前年度比
	千円	千円	千円	%
(1) 鹿 児 島	52,163	52,163	52,012	100.3
(2) 屋 久 島	12,742	12,742	12,717	100.2
計	64,905	64,905	64,729	100.3

(3) 損失補償契約 (日本政策金融公庫：利用間伐推進資金借入分)

事業区分	限 度 額	限 度 額		
		28年度当初	27年度当初	前年度比
	千円	千円	千円	%
(1) 鹿 児 島	412,581	412,581	472,004	87.4
(2) 屋 久 島	57,162	57,162	87,472	65.3
計	469,743	469,743	559,476	84.0

※限度額は、上記金額に「及び損失確定日以降の未補償額に対し、損失補償契約に定める利子」を加えた額

3 貸付金等実績

事業区分	27年度末借入額(見込)		27年度末残高(見込)		年度別借入額		
	期間	金額(A)	金額(B)	(B)/(A)	25年度	26年度	27年度 (見込)
(1) 県貸付金	年度	千円	千円	%	千円	千円	千円
ア 鹿児島	{ S. 36~60 H. 元~	21,536,563	20,123,452	93.4	385,176	388,326	412,359
イ 屋久島	{ S. 42~60 H. 元~	15,529,766	14,637,605	94.3	274,773	279,162	289,618
	{ S. 36~60 H. 元~	6,006,796	5,485,847	91.3	110,403	109,164	122,741
(2) 日本政策金融 公庫借入金	S. 37~	19,958,446	8,792,595	44.1	470,450	459,554	395,557
ア 鹿児島	S. 42~	17,253,483	7,625,789	44.2	367,527	376,747	333,713
イ 屋久島	S. 37~	2,704,963	1,166,806	43.1	102,923	82,807	61,844
(3) 市中銀行 借入金	{ S. 61~H. 元 H. 10, H16~H18	4,087,852	448,952	11.0	—	—	—
ア 鹿児島	{ S. 61~H. 元 H. 16~H. 18	2,593,568	185,360	7.1	—	—	—
イ 屋久島	{ S. 61~H. 元 H. 10, H16~H18	1,494,284	263,592	17.6	—	—	—
(4) 屋久島町 借入金	S. 36~61	27,000	12,000	44.4	—	—	—
ア 屋久島	S. 36~61	27,000	12,000	44.4	—	—	—
(5) 共用林組合 借入金	S. 36~61	94,620	0	—	—	—	—
ア 屋久島	S. 36~61	94,620	0	—	—	—	—
合計		45,704,481	29,376,999	64.3	855,626	847,880	807,916
ア 鹿児島		35,376,817	22,448,754	63.5	642,300	655,909	623,331
イ 屋久島		10,327,663	6,928,245	67.1	213,326	191,971	184,585

*千円未満は四捨五入により、計は一致しない箇所がある。

